

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	許可事項変更の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場管理規則第 6 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場管理規則第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町自転車競技場管理規則 （使用許可の変更） 第 6 条 競技場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可の内容を変更しようとするときは、既に交付を受けている許可書を添えて申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特別の設備等の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場管理規則第 9 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場管理規則第 9 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町自転車競技場管理規則 （特別の設備等の許可） 第 9 条 使用者が競技場の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	物品販売等の承認
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場管理規則第 12 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場管理規則第 12 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町自転車競技場管理規則 （販売行為等の制限） 第 12 条 競技場及びその敷地内において物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別に認めた場合は、この限りでない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日